

東海大学付属諏訪高等学校サッカー部後援会規約

[名称]

第1条

1. 本会は東海大学付属諏訪高等学校サッカー部後援会と称する。

[所在地]

第2条

1. 本会の本部は東海大学付属諏訪高等学校内に置く。
また、事務局本部は後援会会長宅住所に置く。

[目的]

第3条

1. 本会は、東海大学付属諏訪高等学校サッカー部（以下、東海大諏訪高校サッカー部）の活動趣旨を理解し、指導陣、父母会、OB会及び東海大学付属諏訪高等学校との連携をはかり、学生スポーツとしての健全な育成と発展を促進するとともに、東海大諏訪高校サッカー部への物心両面にわたる支援が必要な場合に全面的な協力と、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

[事業]

第4条

1. 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業の推進を図るものとする。
 - (1) 東海大諏訪高校サッカー部に対する応援激励
 - (2) 東海大諏訪高校サッカー部が全国大会へ出場する際などの多額の活動費用が必要となった場合の助成活動の支援
 - (3) ウェブサイト上での後援会および部活動に関する報告活動（不定期）
東海大学付属諏訪高等学校サッカー部後援会 Web サイト
(<http://tokaidai3scpta.org/>)
 - (4) その他目的達成のために必要な事業

[会員]

第5条

1. 本会は、本会の目的及び趣旨に賛同する卒業部員保護者を核会員として組織するが、希望があれば、東海大諏訪高校サッカー部を応援するすべての個人及び団体が会員になれるものとする。

[入会と会員資格]

第6条

1. 東海大諏訪高校サッカー部保護者は父母会退会時に後援会入会費を本会へ納入することにより本会に入会とし会員となることができる。

[会費]

第7条

1. 本会の運営は会員入会費をもってこれに充てる。入会費は1世帯単位とする。
入会費の金額は次の通りとする。

個人会員 入会費 3.000円(1世帯)

法人、団体による入会希望があった場合の入会費は、本会にて別途協議するものとする。

2. 年会費
年会費は設けない。
3. 東海大諏訪高校サッカー部が全国大会へ出場する際の資金助成など、多額の後援会活動費用が必要となった場合には、会費とは別に、広く支援金を集め、特別会計として運用することにより、活動する事が出来るものとする。
4. 上項以外に支援金供与の申し出があった場合は、後援会はこれを拒まない。

[役員]

第8条

1. 本会に次の役員による役員会を置くこととする。

(1) 会長	1名
(2) 副会長(兼書記) 前年度父母会会長	1名
(3) 副会長(兼会計) 父母会監事(兼任)	1名
(4) 理事 前々年度を含む5年前までの父母会会長	5名以内
(5) 事務局	1名
(6) 会計監査 前年度後援会副会長兼会計	1名
2. 上記役員によって構成される役員会により、会務の遂行・監査するものとする。
3. 本会には会長が推薦する顧問や相談役を置くことができる。
 - (1) 顧問 東海大諏訪高校サッカー部指導経験者
 - (2) 相談役 6年以上前の父母会会長経験者
4. 本会の組織として、支部を設けることができる。

[役員を選出]

第9条

1. 会長及び事務局は、任期満了の1ヵ月前までに次期役員を会員の中から選任する。
以下の役員は年度スライド制とする。
副会長(兼書記)は前年度父母会会長
副会長(兼会計)は前年度父母会会計監事
理事は前々年度を含む5年前までの父母会会長
会計監査は前年度の後援会副会長(兼会計)
2. 会長及び事務局の任期は、その就任の日から2年間とする。ただし、補欠または増員で就任した役員の任期は、現任役員の残存期間と同一とする。また、任期満了時において前項の手続きにより次期役員が選任されていない場合は、次期役員が選任されるまでの期間、任期を延長する。なお、再選は妨げないものとする。

[役員の任務]

第10条

1. 会長は本会を代表し、その業務を統括する。
2. 副会長(兼書記)は会長を補佐し、会長が職務を遂行できない事情が発生したとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。また、議事内容を記録する。
3. 第8条1項の役員は役員会を構成し、規約に基づき本会の業務の執行を決定する。
4. 副会長(兼会計)は、会務のうち会計に関する事項を処理する。
5. 事務局は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 役員の業務執行上の事務的サポート
6. 会計監査は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計状況の監査

[会議の権能]

第11条

1. 役員会は規約に定めるもののほか、本会の運営に関する次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画、予算及び決算の決定並びにその変更
 - (2) 役員の選任
 - (3) 本規約その他本規約に係る基準等の変更
 - (4) その他本会の運営に関する事項

[会議の開催]

第12条

1. 役員会は会長が必要と認めた場合に、会長が招集し、開催することとする。

[会議の決議]

第13条

1. 役員会の議事は出席した役員の過半数をもって決する。

[運営費]

第14条

1. 本会の運営費には、次の収入をもって充て、毎会計年度の予算に計上して支出するものとする。
 - (1) 入会費
 - (2) 支援金
多額の後援会活動費用が必要となった場合には、入会費とは別に、広く支援金を集め、特別会計として運用する
 - (3) その他の収入

[予算及び決算]

第15条

1. 当面、本会運営費は通信費など必要経費の支出のみに抑え、予算は立てず、監査後の決

算報告のみ会計年度終了時に、後援会ウェブサイト等において会員に報告するものとする。

[会計年度]

第16条

1. 本会の会計年度は毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

[情報の開示]

第17条

1. 会員は会長に対し、書面にて役員会の議事録及び会計帳簿等の閲覧請求を行うことができる。

[意見の申立て]

第18条

1. 会員は会長に対し、本会の運営に関し、書面にて意見を申し立てることができる。
2. 会長は、前項の意見の申し立てを受け付けた場合は、事案内容により必要と思われる役員を招集し、当該申立てに係る事項につき審議し、その結果を当該申立人に通知するものとする。また、必要と思われる場合は、後援会ウェブサイト等において会員に報告するものとする。

附則

1. この規約は平成22年11月13日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は第8条の規定にかかわらず、設立総会の定める別紙役員名簿のとおりとし、後援会規約の見直しにともない、平成28年11月30日で退任とする。
3. 本会が保有する個人情報については、第3条の目的以外には使用しないものとする。

制定 平成22年11月13日
規約見直しによる改訂 平成28年11月30日